

入札説明書

宮崎県水産試験場が行う魚類の年齢・日齢査定業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記6の(2)に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年10月1日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 魚類の年齢・日齢査定業務
- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

3 入札参加資格

この業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載され、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のうち、営業種目がその他で、種目が調査・研究・検査又はその他であること。
- (2) 平成31年度（令和元年度）以降に完了した次の事項を満たす業務を元請けとして実施した実績が複数あること。
ア. 国公立機関及びそれに類する機関発注の魚類の年齢・日齢の査定業務
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

4 入札参加資格を得るための申請方法

令和6年10月15日（火曜日）午後5時までに入札参加資格確認申請書（様式第1号）に必要書類等を添付した上で、下記6の(2)まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）すること。入札参加資格の確認結果は、令和6年10月17日（木曜日）までに通知する。

5 委託内容の仕様等

別添仕様書のとおり

委託業務内容についての問い合わせ先
宮崎県水産試験場 資源部（真重、金丸）
〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
TEL 0985-65-6214
FAX 0985-65-2121

6 入札

- (1) 入札に参加する者は、様式第2号による入札書を持参又は送付（送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出するものとする。
- (2) 入札書の提出場所、契約条件等の問い合わせ先
〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
宮崎県水産試験場管理課
TEL 0985-65-1511
- (3) 入札書の提出期限 持参又は送付のいずれの場合も令和6年10月23日(水曜日)午前9時30分までに必着のこと。
- (4) 入札書の記載方法
令和6年10月23日(入札書提出期限日)以前の日付を記入すること。
また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- (5) 代理人が入札を行う場合は、様式第3号により委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (6) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『10月23日開封 魚類の年齢・日齢の査定業務入札書在中』と朱書きしなければならない。
なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には『10月23日開封 魚類の年齢・日齢の査定業務入札書在中』と朱書きしなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

7 開札

- (1) 開札の日時 令和6年10月23日(水曜日) 午前10時
- (2) 開札の場所 宮崎県水産試験場 2階会議室
- (3) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなけ

ればならない。

(5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退とみなす。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約(契約希望金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年度に国又は地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10 入札の効力

次の(1)から(3)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 宮崎県財務規則125条に規定する入札

(2) 虚偽の入札参加資格確認の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により、速やかに契約を結ばなければならない。